

競争入札心得（工事）（従来の方法による紙入札用）

（総 則）

第1条 石狩市の発注に係る一般競争又は指名競争による入札に当たっては、別に定めるもののほかこの心得を承知してください。

（入札の保証）

第2条 入札参加者は、入札執行前に、当該入札者が見積もる契約金額（消費税相当額を含んだ金額）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代わる担保を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

（入 札）

第3条 入札参加者は、自己の氏名を表記押印した入札書を作成し、封書の上、提出（入札箱に投入）しなければなりません。

（公正な入札の確保）

第4条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

（代 理）

第5条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前にその旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合においては、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 代理人は2人以上の者を代理することはできません。

（入札書の書替え等の禁止）

第6条 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書を書き替え、引き換え、又は撤回することはできません。

（無効入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札
- (2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 入札保証金が不足する者のした入札
- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの入札
- (6) 代理人が2人以上の者の代理をしていた入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) その他入札に関し不正の行為があった者のした入札
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) 入札に関する条件に違反した入札

（開 札）

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又は代理人の面前で行います。ただし、入札参加者又はその代理人が開札の場所に参加できないときは、当該入札事務に関係ない職員を開札に立ち合わせます。

（再度入札）

第9条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者で再度入札を実施します。また、再度入札の執行回数は原則と

して2回までとします。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係ない職員にくじを引かせます。

3 調査基準価格を下回る入札があったときは、落札者の決定を保留し、第11条第2項に規定する調査を行ったうえ落札者を決定し、後日結果を通知します。

(最低価格の入札者を落札者とししない場合)

第11条 開札の結果次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とししない場合があります。

(1) 調査基準価格を設定している場合に、これを下回る入札があったとき。

(2) 最低制限価格を設定している場合に、これを下回る入札があったとき。

2 調査基準価格を下回る入札を行った者は、本市の行なう低入札価格調査に協力しなければなりません。

(入札保証金の返還)

第12条 第10条の規定により落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還します。

2 再度入札の結果落札者がなく当該競争入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。

(契約の締結)

第13条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、石狩市の作成した契約書に記名押印の上、落札決定の通知を受けた日から7日以内に提出しなければなりません。

(落札者と契約を行わない場合)

第14条 落札者となった者が暴力団関係事業者等であると判明した場合は契約を行いません。

(入札保証金の帰属)

第15条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属します。

2 入札保証金の納付を免除された落札者が契約を締結しないときは、石狩市は違約金(落札者の見積った金額に消費税相当額を加えた額の100分の5に相当する額)を請求することとなります。

(契約保証金)

第16条 落札者は、この契約と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければなりません。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を石狩市に寄託しなければなりません。なお、契約の保証を免除された場合は、この限りではありません。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、石狩市が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の100分の10以上としなければなりません。

3 落札者が第1項第2号から同項第5号に掲げるいずれかの保証を付したときは、契約保証金の納付を免除します。

(入札の取りやめ等)

第 17 条 石狩市が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 18 条 入札参加者として指名された者が入札に参加できない場合は、その旨あらかじめ文書等により、申し出て下さい。

(工事費内訳書の提出)

第 19 条 工事に係る入札にあつては、入札執行時に入札金額の工事費内訳書（工事種別集計のわかるもの）を提出して下さい。